

火災予防関係手続のデジタル化推進機器リース契約に係る仕様書

1 契約の内容

- (1) 機器のリース（２のとおり）
- (2) 機器の導入（３のとおり）
- (3) 機器の保守（４のとおり）
- (4) 契約期間満了後の機器の撤去・データ消去・リサイクル（１０のとおり）

2 機器のリース

- (1) 使用開始日
令和８年１２月１日（火）
- (2) 対象機器

品名	規格	数量
クライアント機器	タブレット型パソコン	８台
	液晶ペンタブレット	７台
	大型ディスプレイ	１台
	N A S（ネットワーク対応HDD）	１台

- (3) 機器仕様
別紙１「機器仕様」のとおり

3 機器の導入

別紙２「導入仕様書」のとおり

4 機器の保守

別紙３「保守仕様書」のとおり

5 ソフトウェアの所有権

本契約満了後、別紙１「クライアント機器仕様」記載のソフトウェアの所有権は鹿児島市（以下「発注者」という。）に帰属するものとする。

6 入札

入札価格

リース期間を６０か月として１か月あたりの金額を算定し、１か月分のリース料を見積ることとする。（ただし、消費税額及び地方消費税額は含まないこととする。）

なお、リース料の中には、導入に係る経費、保守に係る経費及び契約期間満了後の機器の撤去・データ消去・リサイクルに係る経費、公租公課、動産総合保険料などの必要な経費をすべて見込むこととする。

7 導入までに提出する書類

(1) 提出書類

- ア 機器が仕様条件を満たしている旨を記載した機能証明書（別紙４）とカタログ
- イ 契約期間満了後の機器の撤去・データ消去・リサイクルの作業工程を記載した書類（別紙５）
- ウ（イを外部に委託する場合）委託先と責任の所在を明確に記した申立書（別紙６）を提出すること。

(2) 提出期限

契約締結後 1 4 日以内

8 契約の締結（契約書（案）参照）

(1) リース料

入札によって決定したリース料とする。

(2) 契約の締結

発注者と落札業者（以下「受注者」という。）は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、リース料及びこの入札仕様書の内容を記載した契約を締結する。

(3) 契約保証金

受注者は、鹿児島市契約規則の免除規定に該当しない場合は、契約保証金を納入しなければならない。

(4) 損害保険への加入

受注者は、物品に関し、リース期間中継続して動産総合保険を締結するものとし、その保険料は受注者が支払うものとする。

(5) 契約責任者の選出

受注者は、落札後速やかに、契約責任者 1 人を選出し、発注者へ報告する。

(6) 信義誠実なる契約履行義務

受注者は、発注者と共に契約の目的を達成するため、契約に定める条項を、信義を重んじ、誠実に履行する。

9 機器の受け渡し

(1) スケジュール

受注者は、機器の納品スケジュールを、契約締結後 1 4 日以内に発注者へ提出すること。

(2) 初期設定

受注者は、機能等証明書に基づいた機器を設置し、発注者の指示する方法による各種設定の確認、調整を行うこと。

(3) 機器の受け渡し

受注者は、前項の作業完了後、設置場所の担当者立ち会いの上、良好に動作することを確認し、支障がない場合は動作確認書（別紙 7）に確認者の氏名の記載を受け、機器を発注者に引き渡さなければならない。

(4) 受け渡し期限

令和 8 年 1 1 月 3 0 日(月)午後 5 時 1 5 分まで

1 0 契約期間満了後の機器の撤去・データ消去・リサイクル

発注者は、前記 2 (2) の対象機器を契約期間満了後、受注者に返還する。

受注者は返還された機器を撤去するものとし、その際、機器に保存されているデータが漏洩しないよう、受注者の責任において消去し、処理後の機器はリサイクルする。

(1) 作業内容

ア S S D のデータ消去（米国国家安全保障局（N S A）推奨方式）又は物理的破壊（リース満了後の機器をリユースする場合、S S D は物理的に破壊すること。）

イ 機器に貼付されたラベル等の除去

ウ S S D データ消去作業証明書の発行（別紙 8）

エ 機器のリサイクル作業の工程を記した作業報告書（別紙 5）の提出

(2) リサイクル業者への再委託

受注者で回収した機器のリサイクルができない場合、発注者に対し、事前に申立書（別紙 6）を提出することで、再委託を許可することができる。

ただし、如何なる場合であっても、受注者は、当該委託先の行為について自己の行為と同様の責任を負担するものとする。

(3) 機器の撤去及びデータ消去の履行期限

受注者は、契約期間満了後、3 か月以内に機器の撤去及び前記(1)ア、イの作業を完了すること。

(4) 作業報告書の提出期限

作業報告書（別紙 5）及び S S D データ消去作業証明書の発行（別紙 8）は、作業完了後 1 か月以内とする発注者へ提出すること。

(5) 立ち入り調査

上記、物品の撤去及びデータ消去等について、発注者が立ち入り調査を実施する場合がある。その際、受注者は立ち合うこと。

(6) 契約期間中に機器の再リース契約を締結した場合は、その機器のデータ消去等については、発注者と協議すること。